

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則

制定	平成25年8月1日	規則第19号
改正	平成28年3月10日	規則第3号
改正	平成28年12月20日	規則第6号
改正	平成28年12月20日	規則第7号
改正	平成30年3月23日	規則第2号
改正	平成31年3月12日	規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「条例」という。）第20条から第22条まで及び第27条の規定に基づく期末手当並びに条例第23条の規定に基づく勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 条例第20条第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下この条及び次条において「基準日」という。）に在職する職員（条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号。以下「育児休業条例」という。）第8条第1項に規定する職員以外の職員

(期末手当を支給しない職員)

第3条 期末手当を支給しない職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) それぞれの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員がその退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）
- (3) その退職に引き続き国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の職員（臨時である職員を除き、非常勤である職員にあっては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員その他管理者の定める職員に限る。）となった者

(期末手当に係る在職期間)

第4条 条例第20条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間(職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号の規定に該当して休職(以下「公務休職」という。)にされていた期間を除く。)については、その2分の1の期間
- (4) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第17条の規定により読み替えられた条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第17条第2項第7号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第5条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第2号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 特別職に属する市の職員
- (2) 国等の職員(管理者が定める者に限る。)

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を適用する。

(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)

第6条 条例第20条第4項(条例第23条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定で定める職員、職員の区分及び割合は、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級が7級及びこれに相当する職員にあつては100分の15、職務の級が6級及びこれに相当する職員にあつては100分の10、職務の級が5級及びこれに相当する職員にあつては100分の5とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、他の職員との権衡上必要と認めるときは、別に定めることができる。

(一時差止処分に係る在職期間)

第7条 条例第21条及び第22条(これらの規定を条例第23条第5項及び第27条第7項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

(一時差止処分の手続)

第8条 任命権者は、条例第22条第1項(条例第23条第5項及び第27条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

第9条 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を紀南環境広域施設組合公告式条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から起算して2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第 10 条 条例第 22 条第 2 項(条例第 23 条第 5 項及び第 27 条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて市長に協議しなければならない。

(一時差止処分取消しの通知)

第 11 条 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び市長に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(一時差止処分に係る説明書の写しの提出)

第 12 条 任命権者は、一時差止処分を行った場合は、条例第 22 条第 5 項(条例第 23 条第 5 項及び第 27 条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する説明書の写し 1 通を市長に提出しなければならない。

(勤勉手当の支給)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員(条例第 23 条第 5 項において準用する条例第 21 条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者(公務休職にされている者を除く。)
- (2) 第 2 条第 3 号及び第 4 号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第 8 条第 2 項に規定する職員以外の職員

第 14 条 条例第 23 条第 1 項後段の規則で定める職員は、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

(勤勉手当の支給割合)

第 15 条 条例第 23 条第 2 項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第 19 条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第 16 条 期間率は、それぞれの基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 17 条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第 3 条の規定により育児休業をしている職員「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である職員を除く。)」として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(公務休職にされていた期間を除く。)
- (4) 介護休暇者又は介護時間者(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 25 年紀南環境広域施設組合規則第 11 号)第 26 条の規定による介護休暇又は介護時間の承認を受けている職員をいう。)として勤務しなかった期間から週休日、紀南環境広域

施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 17 号) 第 9 条第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日、同条例第 10 条に規定する休日及び同条例第 11 条第 1 項に規定する代休日(第 6 号において「週休日等」という。)を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (5) 条例第 28 条の規定により給与を減額された期間(組合休暇の許可を受け、給与を減額された期間を除く。)
- (6) 負傷又は疾病(その負傷又は疾病が公務及び通勤に起因する場合を除く。)により勤務しなかった期間から週休日を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (8) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が 90 日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (9) 基準日以前 6 箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、全期間

第 18 条 第 5 条第 1 項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

- 2 前項の期間の算定については、前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
(勤勉手当の成績率)

第 19 条 成績率は、100 分の 101.75 以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。
(端数計算)

第 20 条 条例第 20 条第 2 項の期末手当基礎額又は条例第 23 条第 2 項の勤勉手当基礎額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。
(その他)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 10 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 20 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 20 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 28 年紀南環境広域施設組合条例第 5 号。以下「整備条例」という。)の施行の日(平成 29 年 1 月 1 日)から施行する。(後略)

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 12 日規則第 2 号)

この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年紀南環境広域施設組合条例第 1 号）の施行の日（平成 31 年 3 月 12 日）から施行する。

別表（第 16 条関係）

勤務期間		割合
6 箇月		100 分の 100
5 箇月 15 日以上	6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上	5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上	5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上	4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上	4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上	3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上	3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上	2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上	2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上	1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上	1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満		100 分の 5
零		零